



宮 崎 県 公 報

平成20年10月20日（月曜日） 第 2026 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障害福祉課） 1	

○道路の区域の変更……………（道路保全課） 1	
○道路の供用の開始……………（ ” ） 1	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出（2件）…（商業支援課） 1	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………（ ” ） 3	

告 示

宮崎県告示第 783号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成20年10月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
二葉薬局 高原	高原町	薬局	平成20年10月1日

宮崎県告示第 784号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年10月20日から平成20年11月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不田野字井手ノ谷1387番7地先から同郡同村同大字同字1396番地先まで	旧	4.6 ～ 6.5	122.6
				新	5.6 ～ 8.1	122.6

宮崎県告示第 785号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年10月20日から平成20年11月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不田野字井手ノ谷1387番7地先から同郡同村同大字同字1396番地先まで	平成20年10月20日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年10月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ながの屋 大塚台店
宮崎市大塚台西1丁目1の17番地 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
南榮工業株式会社 代表取締役 石神憲一
都城市都北町5025番地
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>(変更前) 馬鹿正直 ながの屋 大塚店 宮崎市大塚台西 1 丁目 1 の 17 番地 外</p> <p>(変更後) ながの屋 大塚台店 宮崎市大塚台西 1 丁目 1 の 17 番地 外</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(変更前) 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎市佐土原町下田島9992-3</p> <p>(変更後) 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎市佐土原町下田島9665番地</p> <p>株式会社ミドリ薬品 代表取締役 百崎文弘 鹿児島県鹿児島市東開町 5 番地12</p> <p>4 変更の年月日 平成20年10月3日</p> <p>5 変更する理由 平成20年7月28日付けで提出した変更届出書の大規模小売店舗の名称及び小売業者について、届出書提出後に正式に決定したため、変更届出を行う。 また、大規模小売店舗において小売業を行う者の株式会社永野の住所については間違えて記載していたため、修正を行う。</p> <p>6 届出年月日 平成20年10月7日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成20年10月20日から平成21年2月20日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成20年10月20日から平成21年2月20日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成20年10月20日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 日南ショッピングタウン 日南市屋倉字渡瀬4599番地 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p>	<p>株式会社キッチン 代表取締役 石井勝範 日南市瀬貝 2 丁目 1 番53号</p> <p>イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 7,199㎡ (変更後) 7,310㎡</p> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数 (変更前) 敷地南側 (No. 1) 319台、 敷地北側 (No. 2) 171台 合計 490台 (変更後) 建物敷地南側 (No. 1) 276台、 建物敷地北側 (No. 2) 73台 合計 349台</p> <p>② 駐輪場の位置及び収容台数 (変更前) 西側建物南側 (No. 1) 9台、 東側建物西側 (No. 2) 66台 合計 75台 (変更後) 西側建物南側 (No. 1) 9台、 東側建物西側 (No. 2) 27台 合計 36台</p> <p>③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更前) 西側建物西側 (No. 1) 27.0㎡、 西側建物西側 (No. 2) 10.8㎡、 西側建物西側 (No. 3) 16.2㎡、 東側建物東側 (No. 4) 44.5㎡、 東側建物東側 (No. 5) 36.4㎡、 東側建物東側 (No. 6) 32.4㎡ 合計 167.3㎡ (変更後) 西側建物西側 (No. 1) 3.8㎡、 西側建物西側 (No. 2) 2.8㎡、 西側建物西側 (No. 3) 3.2㎡、 東側建物東側 (No. 4) 30.7㎡、 東側建物東側 (No. 5) 28.5㎡、 東側建物東側 (No. 6) 15.9㎡ 合計 84.9㎡</p> <p>(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前) 敷地南側駐車場南側 2箇所、 敷地北側駐車場南側 1箇所 合計 3箇所 (変更後) 建物敷地南側駐車場南側 2箇所 建物敷地南側駐車場東側 1箇所 合計 3箇所</p> <p>4 変更する年月日 平成21年5月19日</p> <p>5 変更する理由 経営環境に対応した営業政策のため</p> <p>6 届出年月日 平成20年9月18日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所</p>
--	---

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年10月20日から平成21年2月20日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成20年10月20日から平成21年2月20日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープみやざき高鍋店・ドラッグストアモリ高鍋店

児湯郡高鍋町大字北高鍋字中畑田5036 外

2 意見の概要

特にありません。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年10月20日から平成20年11月20日まで